

MS&ADホールディングス 電話会議（2019年8月7日開催） 2019年度第1四半期決算説明会 質疑応答要旨

2019年8月7日に実施した決算説明電話会議の質疑応答（要旨）を以下のとおりまとめました。
なお、社名表示は以下の略称を使用しております。

MS：三井住友海上火災保険株式会社

AD：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS Amlin：MS Amlin plc

SMAM：三井住友アセットマネジメント株式会社

（現）三井住友DSアセットマネジメント株式会社

シナールマス MSIG 生命：PT Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG Tbk

マックス生命：Max Life Insurance Company Limited

Challenger：Challenger Limited

Q1：国内損保の自動車保険において、事故の発生頻度と保険金の単価はどのように推移しているかと判断していますか。

また、来年1月の改定のポイントと収支への影響についても教えてください。

A1：事故頻度は前年同期比で低下しています。車両保険と対物補償の保険金単価は、これまでの上昇傾向がまだ続いているとみています。事故頻度が想定を下回っていることから、全体としては計画対比で順調な進捗となっています。

1月の自動車保険の料率改定については、報道等では3%の値上げとなっていますが、正式に決定したものではありませんので、現時点で何%ぐらいの値上げといったことは申し上げられません。今回の改定は消費税増税および債権法改定の影響に対応する料率改定であるため、これらの影響分が料率引上げに反映されるとご理解ください。当年度の収支への影響については、料率改定も一定見込んでいたこと、および改定期間が期末に近い1月であることから大きな影響はないとみています。

Q2：期初に今期の再保険料が約220億円増加するという説明がありましたが、この増加分を第1四半期に全額計上したという理解でよいでしょうか。

A2：再保険料の増加の影響は保険料支払時期の関係で4月及び10月に集中します。第1四半期には年間約220億円のうち約150億円が計上されています。

Q3：昨年度の7月豪雨（台風7号含む）、台風21号、台風24号について、第1四半期に支払った金額と第1四半期末の支払備金の金額を教えてください。

A3：MSは支払った金額が約45億円、支払備金の残高が約25億円です。ADはそれぞれ約25億円、約35億円です。

- Q 4 : MSのネット利配収入に含まれる子会社配当金の前年同期比を教えてください。また、MS、ADの両社について、ネット利配収入に含まれる投資信託の解約益のようなキャピタルゲインに近いもの前年同期比を教えてください。
- A 4 : 子会社配当金（関連会社からの配当を含む）の前年同期比は約30億円の増加です。また投資信託の解約益のような性質の利益に関しては、MSは特にありません。ADは投資信託の解約益が12億円あり、前年同期比11億円の増加となっています。
- Q 5 : 第1四半期の国内損保事業のグループ修正利益が減益になっている要因は、事業費の増加でしょうか。また事業費の増加は、第1四半期に前倒しされたものでしょうか。
- A 5 : 国内損保のグループ修正利益は若干の減益となっていますが、アード保険料が増加した一方で事業費が増加したものです。また、計画対比ではプラスとなっており、通期の収支の見通しへの影響はありません。事業費は概ね計画通りとなっております。
- Q 6 : MS Amlin の保険引受利益が計画を下回っている要因として大口ロスの発生をあげられていましたが、年初計画に織り込んでいる大口ロス発生予想額および年初予想額を上回る大口ロスの影響を除いた損害率の状況を教えてください。また、大口ロスについては第2四半期は改善しているという説明でしたが、あくまでも一時的に大口ロスが第1四半期に集中したと認識しているのでしょうか。
- A 6 : MS Amlin では、20百万米ドルを超える大規模自然災害については区分して開示していますが、第1四半期はそうした自然災害の大口ロスはありませんでした。資料22ページの大口ロスは、大規模自然災害以外の一般種目における大口ロスをさしますが、大口ロスとそれ以外に区分した予想額は開示しておりません。第1四半期は、大口ロスの件数が例年以上になりました。第1四半期でこのような偏りがある場合は期間が短いため影響が大きくなりますが、第2四半期の状況がおおよそ見えてきており、第2四半期3ヶ月の大口ロスの状況は例年並みですので、通年にならすとこの影響は収まってくるとみております。
- Q 7 : 資料11ページのグループ修正利益の計算の注にある特別損益（除く価格変動準備金）等25億円は、SMAMの持分変動利益という理解でよいでしょうか。また、事業投資に係る売却損や減損は、今後も同様にグループ修正利益から控除するという理解でよいでしょうか。
- A 7 : 上記の25億円にはSMAM株式の持分変動利益28億円が含まれています。事業投資におけるキャピタル損益は、基本的には会計上の取扱いに合わせて経常損益であれば投資の成果としてグループ修正利益に含めます。一方、今回のケースのように特別損益に計上しているものはグループ修正利益から控除します。また、特殊なケースがあれば発生要因を勘案し個別に判断します。

- Q 8 : 7月に発表のあったインドネシアのシナールマス MSIG 生命への増資やインドのマックス生命の株式交換について、業績への影響を教えてください。
- A 8 : 金額的な影響は現在算定中です。現時点で大きな影響は見込んでいません。
- Q 9 : マックス生命の株式の売却について、キャピタルゲインが出た場合には、グループ修正利益に含めるという方針ですか。
- A 9 : 事業投資に関するキャピタル損益の扱いは、基本的には会計処理の取扱いに合わせます。今回のケースについては、株式の売却益として認識することになればグループ修正利益の中に含めるのが基本的な考え方となります。
- Q 10 : Challenger について、株価が今後さらに下落し簿価の 50%を下回った場合には減損となりますか。それとも株価では判定しない方針ですか。
- A 10 : 同社株式には時価がありますので、時価をみて、さらに内容をみて減損を判断するというのが会計上の取扱いです。通常、簿価の 50%を下回ると減損の判定基準は厳しくなります。なお、Challenger への投資は事業投資であり、今後は関連会社化も予定していることから減損はのれん相当になると考えられます。のれんの減損にあたるものはグループ修正利益から除外する考え方になろうかと思えます。

以上